

議案第 80 号

市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について

市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 36 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（退職手当の支給）」に改め、同条中「任期満了による退職又はその他の事由により」を削り、「その者」を「、その者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 退職手当の支給は、市長等の任期ごとに行う。

第 3 条の見出しを「(退職手当の額等)」に改め、同条第 1 項中「市長等」を「退職の日におけるその者」に、「在任した月数」を「市長等としての引き続いた在職期間」に、「次の各号の区分により」を「、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する在職期間の計算は、市長等となった日から退職した日までの月数による。この場合において、当該在職期間に 1 月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第 4 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(退職手当の特例)」を付

する。

第7条を第8条とする。

第6条の見出しを「(退職手当の支給方法)」に改め、同条中「市川市職員退職手当支給条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項中「市川市職員退職手当支給条例(昭和27年条例第7号)」及び「同条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第5条 次の各号に掲げる者が副市長、教育長又は常勤の監査委員(以下「副市長等」という。)となるため退職し、当該退職の日又はその翌日に副市長等となった場合のその者の副市長等としての在職期間には、当該各号に定める在職期間を含むものとする。

(1) 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する国家公務員(以下「国家公務員」という。)その者の同法に規定する国家公務員としての引き続いた在職期間

(2) 職員以外の地方公務員で、市川市職員退職手当支給条例(昭和27年条例第7号。以下「退職手当条例」という。)第1条に規定する職員に相当するもの(以下「職員以外の地方公務員」という。)その者の退職手当条例に相当する規程に規定する職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(3) 国家公務員又は職員以外の地方公務員から引き続いて一般職の職員(市川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第22号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)となった者その者の退職手当条例に規定する一般職の職員としての引き続いた在職期間

2 前項に規定する者の退職手当の額は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 前2条の規定により計算した額

(2) 副市長等となるため退職した日にその者が受けていた俸給月額又は給料月額(これらの調整額を含む。)に相当する額及び前項の規定により副市

長等としての在職期間に含まれる同項各号に定める在職期間を基礎として、当該退職した日における退職手当条例の規定の例により計算した額

3 第1項に規定する者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副市長等となったときは、第2条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。この場合において、その者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 第1項に規定する者が退職の日又はその翌日に再び国家公務員又は職員以外の地方公務員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

割愛により国家公務員を副市長として受け入れる環境を整備するため副市長の退職手当に係る規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。